

「観光又は地域の振興を目的とした催物等において 表示する車両広告物」に係る取扱方針

この取扱方針は、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成 11 年栃木県規則第 46 号）第 4 条第 2 項第 3 号の 3 における「県の景観の形成に関する計画、方針等」として定めるものである。

なお、他法令等による規制がある場合には、当該法令等への適合が必要となる。

1 良好な景観の形成と風致の維持に関する事項

- ・ 景観に調和したものであること。
- ・ 表示する位置については、車両の左右側面部及び前後部とする。
- ・ 企業名やロゴ、商品名を表示する場合には、1 つの広告物の面積の $1/2$ 以内の表示ができるものとする。
- ・ 催物等終了後は直ちに除却すること。

2 公衆に対する危害の防止に関する事項

- ・ 歩行者、運転者等の交通の安全を妨げる恐れがないこと。
- ・ 法令等に基づく行先、番号、区分等の表示が、明確に識別できるようにすること。
- ・ 緊急車両、交通標識、車両の尾灯及び方向指示灯等と混同する恐れがないこと。
- ・ 破損、落下等の危険性がないよう安全確実な施工によること。
- ・ 必要な管理を怠らないようにし、広告物を常に良好な状態に保持すること。
- ・ 1 年を超えて表示するものについては、1 年経過時に点検報告を行うこと。

3 自主審査の実施に関する事項

- ・ 栃木県車両広告物自主審査実施要綱に基づく自主審査の実施及び自主審査結果の報告を行うこと。

4 附則

この取扱方針は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。